

平成 30 年度山火事予防運動について

1 目的

この運動は、広く国民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的とする。

2 主唱

林野庁、消防庁

3 統一標語

「小さな火 大きな森を 破壊する」

4 実施期間

平成 30 年 3 月 1 日（木）から 3 月 7 日（水）までの 7 日間

5 『山火事を防止するために、特に次の事に注意しましょう』

- (1) 枯草等の有る火災が起こりやすい場所では、たき火をしない。
- (2) たき火の場所を離れるときは完全に消火する。
- (3) 火入れを行う場合は許可を受ける
- (4) たばこの火は必ず消すとともに、吸い殻を投げ捨てない。
- (5) 火遊びはしない。